

定款の施行に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第7条の規定に基づき、定款の施行に関し必要な事項を定める。

(協会員名簿の公開)

第2条 本協会は、協会員の商号、名称又は氏名及び住所、法人である場合においてはその代表者の氏名、その他必要と認める事項を記載した協会員名簿を作成し、協会員及び公衆の縦覧に供する。

(会員権の承継)

第3条 定款第9条第3項に規定する会員権の承継に関する事項は、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 法人である会員が合併した場合において、その合併により存続し、又は新設される法人が貸金業者であるとき。
- (2) 個人である会員が死亡した場合において、貸金業法（昭和58年法律第32号。「以下「法」という。」）第10条第3項の規定により相続人が貸金業者とみなされたとき及び当該相続人が貸金業登録を受けたとき。

(協会員代表者の資格要件)

第4条 定款第11条第1項に規定する協会員代表者は、次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 協会員代表者は、登記された代表取締役（法人協会員が、指名委員会等設置会社である場合には、代表執行役を含む。）又は過去に当該協会員の代表取締役若しくは代表執行役の職にあった者で、本協会との関係で当該協会員を代理する権限を授与された者であること。
- (2) 法第6条第1項第1号から第7号までの規定に該当しない者であること。

(届出事項)

第5条 定款第12条に規定する協会員の届出は、次に掲げる場合にこれを行うものとする。

- (1) 他の会社と合併したとき（当該協会員が合併により消滅した場合の当該合併を除く。）。
- (2) 分割により他の会社の事業の全部又は一部を承継したとき。
- (3) 他の会社から事業の全部又は一部を譲り受けたとき。
- (4) 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行ったとき。
- (5) 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた事実を知ったとき。

- (6) 定款を変更したとき。
- (7) 法第 24 条の 6 の 3 の規定により、業務改善命令を受けたとき。
- (8) 法第 24 条の 6 の 4 の規定により、登録の取消し、業務の停止又は役員
の解任命令を受けたとき。
- (9) 法の規定により罰金の刑を受けたとき。
- (10) 法の規定に基づく検査が開始されたとき及び当該検査が終了したとき。
- (11) 協会員として遵守すべき法令等に違反する行為が行われていた事実を認
識したとき。なお、本協会の監査又は法に基づく検査等において協会員と
して遵守すべき法令等に違反する行為があった旨の指摘を受けたときも
同様とする。
- (12) 前各号に掲げるときのほか本協会が必要と認めるとき。

(報告事項)

第 6 条 定款第 12 条に規定する協会員の報告は、次に掲げる場合にこれを行う
ものとする。

- (1) 法第 7 条に規定する登録換えをしたとき。
- (2) 法第 8 条に規定する変更の届出を行ったとき。
- (3) 法第 10 条第 1 項各号に規定する廃業等の届出を行ったとき。
- (4) 法第 24 条の 6 の 2 各号に規定する開始等の届出を行ったとき。
- (5) 法第 24 条の 6 の 9 に規定する事業報告書を作成したとき。
- (6) 法第 24 条の 6 の 10 の規定に基づく業務報告書を作成したとき。
- (7) 前各号に掲げるときのほか本協会が必要と認めるとき。

(本協会への承認申請、届出、報告等)

第 7 条 協会員は、第 5 条に規定する届出を行うときは、本協会の主たる事務
所（以下「本部」という。）に対して、第 6 条に規定する報告を行うときは、
本店の所在地を管轄する支部を経由して行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、定款その他の規則の規定に基づき承認申請、
届出、報告、資料の提出等を行うときは、本部に対して行うものとする。た
だし、本協会が特に指定したものについては、この限りでない。

(加入申請書の添付書類)

第 8 条 定款第 16 条第 2 項に規定する貸金業者の加入申請書の添付書類は、次
のとおりとする。

- (1) 直近の貸金業登録申請書控え（1 面～8 面）の写し
- (2) 前号の登録を証する書面の写し
- (3) 貸金業の業務に関する社内規則の写し
- (4) 会費計算書
- (5) その他本協会が必要と認める書類

(加入の承認の通知)

第9条 本協会は、定款第16条の規定により、加入申請書につきその加入を承認したときは、その旨をその加入申請者及び各協会員に通知する。

(加入金の額)

第10条 定款第18条第2項に規定する加入金の額は、20万円とする。

(協会の処分、会員権の消滅等の場合の通知及び公表)

第11条 本協会は、次の各号の一に該当することとなった協会員に対し、その旨を通知する。

- (1) 定款第19条の規定により退会を承認したとき。
- (2) 定款第21条第1項の規定により処分を行うとき。
- (3) 定款第22条の規定により勧告を行うとき。

2 本協会は、次の各号の一に該当することとなった協会員につき、その旨を各協会員に通知する。

- (1) 定款第9条第2項の規定により会員権が消滅したとき。
- (2) 定款第21条第1項の規定により処分を行ったとき。

3 本協会は、前項の通知を行ったときは、これを公表する。

(秘密の保持等)

第12条 役員、自主規制会議、貸金戦略会議、総務委員会その他の委員会等の委員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、その職務に関して知り得た秘密を洩らし、又は盗用してはならない。

(兼任の禁止)

第13条 自主規制会議、貸金戦略会議及び総務委員会の一を構成する委員は、定款に定めがある場合を除き、他を構成する委員を兼ねてはならない。

附 則

この規則は、平成19年12月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

なお、この規則の改正にかかる規定は、平成23年3月31日における業務報告書を作成した場合についても適用する。

附 則

この規則は、平成 30 年 1 月 1 日から改正施行する。

(29.12.20 第 9 回理事会決議)

改正条項は次のとおり。

- ・ 第 4 条、第 8 条及び第 13 条を改正